

## 実体資本維持と時点利益

松 本 寛

### 1 はじめに

資本維持説においては、利益は維持すべき資本を維持した後に残っているものとして規定される。資本維持説のなかで、資本の本質を物財であるとみる立場、すなわち、実体資本維持説においても、このことは当てはまる。実体資本維持説においては、物財の量として規定された維持すべき資本を維持した後に残っているものが利益なのである。これを費用計算の面から言えば、実体資本維持説における費用測定基準は再調達価格であり、費用をかかえる基準で測定すれば、物財としての維持すべき資本は維持されることになるというのである。

さて、筆者が本稿で検討してみたいのは、かかる実体資本維持説における費用測定基準と時点利益の関係についてである。ここで、時点利益とは、当期純利益に過去からの留保利益を加えたもの、または、欠損金を差し引いたものである。利益処分を無視して考えるならば、時点利益とは当期までの期間利益の合計額となる。そして、それは同時に、拠出資本から峻別されるべき利益である。実体資本維持説における費用測定基準とかかる時点利益の関係を、企業規模が拡大する期間を例にとって、それが計算構造的にどうなっているのかを検討してみたいのである。

確かに、実体資本維持説を考えるに際して、このような企業規模の拡大という問題は考慮に入れなくてよいのかもしれない。何故ならば、実体資本維持説では、物的な財の量として表現された企業規模を、一定の費用測定基準を用いることによって維持すること、すなわち、一定に保つことが中心的な問題であるからであり、そこでは、そもそも、上述のような意味での企業規模の拡大ということは念頭に置かれていないのかもしれないからである。

しかしながら、会計の手続として実体資本維持説に本質的な再調達価格による費用測定を採用したからといって、事実として、物的な財の量として表現された企業規模が常に一定に保たれるわけではない。実体資本維持説の説く会計手続を採用していても、そのようにして計算された期間利益を留保すれば、上述のような意味での規模は拡大するのである。その場合、実体資本維持会計の計算手続において、時点利益の金額にはどの

ような意味があるのだろうか。一般に、期間利益を分配すれば期首資本が維持され、時点利益を分配すれば拠出資本が維持されるのだが、費用を再調達価格で測定する実体資本維持会計において、この関係が意味のある関係となって成立するだろうか。つまり、再調達価格による費用測定という体系をもつ実体資本維持会計では時点利益の金額に意味があるだろうか。この点を明らかにしてみたい。

以上の検討を加えることにより、従来、実体資本維持説が暗黙の前提としていた物財の量として表現された企業規模の一定という前提をとりはずした時、そこでは明らかにならなかった、再調達価格による費用測定を基礎とする実体資本維持会計のひとつの特徴が見い出されるように思うのである。

本稿では、このような問題意識の下に、実体資本維持説の提唱者のひとりであるゲルトマッハーの所論によりながら、このような再調達価格による費用測定と時点利益の関係に検討を加え、本稿の終わりには、イギリスの会計基準実務書16号における計算手続にもふれることにしたい。

## 2 ゲルトマッハーの実体資本維持説

ゲルトマッハー(E. Geldmacher)の実体資本維持説は、既に紹介されているところである<sup>1)</sup>が、ここで行論の都合上、その概要を述べることにする。

ゲルトマッハーは「営利経済的な経営にとっての中心的な問題は、費用という力の損失が、少なくとも、収益という力の流入によって補填されなければならないし、可能ならば、超過されなければならないということにある<sup>2)</sup>」と述べる。ここで、費用とは、「物財の減少として表現される経営に固有の力の犠牲である<sup>3)</sup>」のに対して、収益とは、「物財の増加として現れる、個々の目的追及によって引き起こされる経営の力の流入である<sup>4)</sup>」。そして、「計算は、収益財が費用財を補填したかどうか、そして、いかなる差額が経営に有利に、そして、不利に生じるかを示すべきである<sup>5)</sup>」という。

このように、収益財による費用財の補填という観点から、ゲルトマッハーは理論を展開するのであり、ここでゲルトマッハーは実体維持という言葉は用いておらず、補填という言葉を用いているが、『補填』の結果は『維持』を齎らすのであるから、費用財補填という彼の損益計算の基本的立場は、実体維持あるいは実体資本維持の立場と全く同じであるといえる<sup>6)</sup>のであり、ここでは明らかに実体資本維持が主張されているのである。

さて、このように実体資本維持が主張されているのであるが、では、費用は何を基準として測定されるのであろうか。これについては、「費用と収益に対しては統一的な価値表現が与えられなければならない。さもなければ、加算減算という必要な計算操作が行われ得ないからである<sup>7)</sup>」と述べられている。これは、費用と収益を同一の価値尺度で

評価すべきことを要求するものである。費用が収益に対するのと同一の価値尺度を持つのは販売日であるので、ここからは、販売日再調達価格が評価基準となるべきことが意味されることになると考えられようし、また実際、ゲルトマッハー自身も、「収益の発生時点に妥当し、かつ、消費された費用を経営が実際に補填しうる価格が、費用に関する評価として考えられるのである<sup>8)</sup>」と述べている。ところが他の部分において、ゲルトマッハーは、「効用価値減少分の取替は、必ずしも、費用発生瞬間に行われるとは限らないのであるから、基準となる再調達価格は、継続的な費用計算においては、多くの場合、見積りうるにすぎない。しかし、そのような見積の結果は継続的な計算にそのまま適合する場合はほとんどないのであり、取替調達の際に更に修正されなければならないであろう<sup>9)</sup>」と述べている。「取替調達の際に更に修正されなければならない」という文言からは、実際再調達価格が費用評価の基準として考えられていることがうかがえよう。ここで、ゲルトマッハーは販売日再調達価格基準から実際再調達価格基準に転向しているのである<sup>10)</sup>。これは実体資本維持説としては当然の結果であるといえよう。実体維持を保証するためには、費用の評価基準が実際再調達価格でなければならないことは明白である<sup>11)</sup>。

以上が、ゲルトマッハーの実体資本維持説の概要であるが、彼は費用の評価基準として実際再調達価格を考え、かかる評価基準を「物財の減少」の全てに適用しようとするのである。すなわち、実際再調達価格に基づく統一的な費用測定である。

### 3 実体資本維持と時点利益の関係

さて、実体資本維持を可能にするものが実際再調達価格による費用測定であるとき、かかる費用測定を統一的に適用するならば、資本と利益の関係はどのようなものになるだろうか。また、時点利益の金額は意味のある数値として計算されるであろうか。そして、時点利益を基準とする分配可能額に意味があるだろうか。この点を企業規模が拡大する期間を例にとりて検討していくことにしたい。ここでは、棚卸資産（単一種類の商品）のみを所有している企業を例にとることとし、ここで言う企業規模とは企業が所有するその棚卸資産の数量によって表されるものとする。また、企業が所有する資産は全て自己資本でまかなわれているものとする。このようなごく単純な例を用いて、企業規模拡大時期の統一的な実際再調達価格による費用測定がもたらす結果について検討していきたい。

#### (イ) 第1期の計算

まず、第1期期首貸借対照表が次のようなものであったとする。

貸借対照表 1

|          |            |     |            |
|----------|------------|-----|------------|
| 商品 (5 個) | <u>500</u> | 資本金 | <u>500</u> |
|----------|------------|-----|------------|

そして、次の期中取引があったとする。

期中取引

|    |                      |     |
|----|----------------------|-----|
| 現金 | 720/売上               | 720 |
|    | (商品 5 個単価 144 円で売上)  |     |
| 仕入 | 720/現金               | 720 |
|    | (商品 6 個を単価 120 円で仕入) |     |

この場合、実際再調達価格を費用測定基準とする実体資本維持会計においては、販売された商品の歴史的購入価格 (100 円) と実際再調達価格 (120 円) との差額に販売個数を乗じた金額、すなわち、 $(120-100) \times 5 = 100$  円が資本修正項目として貸借対照表に現れる。ここでは、ゲルトマッハーに従い、この資本修正項目を景気勘定と名付けておくことにする<sup>12)</sup>。ここで期末貸借対照表を作成すれば、次のような姿となる。なお、利益は  $(144-120) \times 5 = 120$  円である。(本設例では先入先出法を前提にしている。)

貸借対照表 2

|          |            |      |            |
|----------|------------|------|------------|
| 商品 (6 個) | 720        | 資本金  | 500        |
|          |            | 景気勘定 | 100        |
|          |            | 利益   | <u>120</u> |
|          | <u>720</u> |      | <u>720</u> |

ここで期末商品の評価基準についてふれておく。実体資本維持にとって、期末資産にどの価格を付そうと、それは本質的な問題ではない。ゲルトマッハーは、資産の価値は「経営個別的な使用目的」によって決定されると考えている<sup>13)</sup>。そして、それは、時価であろうと原価であろうと、いかなる価格でも表され得ないと述べている<sup>14)</sup>。そこで、彼はこの資産の価値を積極的に求めることは止めて、期末資産をその取得原価で評価することで満足している。そこで、この設例でもゲルトマッハーに従って、資産を取得原価で評価することにした。

さて、この期末貸借対照表 2 において、維持すべき資本は、借方の商品 6 個のうち、期首に存在していた個数、すなわち、5 個 ( $120 \times 5 = 600$  円) であり、これは、貸方、資本金 500 円、景気勘定 100 円の合計額 600 円に一致している。つまり、期首に存在していた商品 5 個が維持されているわけである。そして、期間利益は、期末商品 6 個のうち期首に存在していた個数、すなわち、5 個を越えて存在しているもの、つまり、商品 1 個 ( $= 6 - 5$ ) に具体化された貨幣 120 円である。

ここで、維持すべき資本は商品 5 個として、物財として理解されるのに対して、利益

は120円として貨幣的に理解される。つまり、利益は「商品1個」として理解されるのではなく、120円の貨幣として理解されるのである。ゲルトマッハーは、利益を「完全な本位貨幣に換算すること」について言及している<sup>15)</sup>が、このことは、ゲルトマッハーが利益を物財としてではなく、貨幣としてとらえていることの証と考えられよう。

この第1期の計算では別に問題は出てこない。第1期の期間利益120円を分配しても期首資本は丁度維持される。この120円は第1期の期間利益であるが、これは同時に第1期末の時点利益でもある。この第1期末の時点利益120円を分配しても拠出資本は丁度維持されている。そのため、実際再調達価格による費用測定のもとで時点利益の金額は意味のある数値として算定されているかのように思われる。しかし、かかる費用測定の下で時点利益は常に意味のある数値となって現れてくるのであろうか。このような点に関して、企業規模が拡大する期間を例にとって検討してゆくことにしたい。そこで、第1期の利益120円が全額、社内留保されたとして、第2期について見ていく。

#### (ロ) 第2期の計算

第2期の期間損益を計算する際の維持すべき資本は、商品6個となる。つまり、第1期の損益計算の結果生じた期間利益120円が、第2期の期間損益計算を行う上では、商品1個として第2期の維持すべき資本の中に組み込まれ、その結果、第2期の維持すべき資本は商品6個となるのである。商品5個プラス貨幣120円が第2期の期間損益計算上の維持すべき資本になるわけではない。(この論拠については後述する。)

第2期において、以下の取引が行われたと仮定しよう。

#### 期中取引

|    |                     |     |
|----|---------------------|-----|
| 現金 | 980/売上              | 980 |
|    | (商品6個を単価163.33円で売上) |     |
| 仕入 | 980/現金              | 980 |
|    | (商品7個を単価140円で仕入)    |     |

第2期において販売された商品の購入価格と実際再調達価格との差額は、 $(140-120) \times 6 = 120$ 円となり、これは景気勘定に収容される。第1期の景気勘定の金額は100円であったので、第2期末の景気勘定は220円 $(=100+120)$ となる。また、第2期の利

貸借対照表3

|        |            |         |            |
|--------|------------|---------|------------|
| 商品(7個) | 980        | 資本金     | 500        |
|        |            | 景気勘定    | 220        |
|        |            | 利益(第1期) | 120        |
|        |            | 利益(第2期) | <u>140</u> |
|        | <u>980</u> |         | <u>980</u> |

益は、 $(163.33-140) \times 6 = 140$  円となる。したがって、第2期末の貸借対照表は前頁のようになる。

さて、第2期の損益計算において、期間利益 140 円を分配して維持されるのは、商品 6 個であり、これは第2期の期首資本である。借方の商品 6 個 ( $140 \times 6 = 840$  円) に対応するものとして、貸方に資本金 500 円、景気勘定 220 円、第1期の利益 120 円の合計 840 円が現れている。つまり、第2期の期間利益 140 円を分配しても期首資本の商品 6 個は、丁度、維持されているのである。このように、第2期においても、期間利益は、それが分配されても期首資本が侵されないような金額となっている。このことは、これでよい。

次に、第2期期末における時点利益を問題にしてみよう。第2期期末の時点利益（これは、第1期の利益 120 円と第2期の利益 140 円の合計額、260 円であるが）に、何らかの意味があるであろうか。すなわち、それが全額分配された場合、拠出資本が、丁度、維持される金額として計算されているだろうか。この点について検討してみよう。

拠出資本は、第1期の期首に存在していた商品 5 個である。第2期期末において商品は 1 個 140 円と評価されているので、第2期期末に貸方の資本金の金額と景気勘定の金額の合計額が、 $140 \times 5 = 700$  円に一致しておれば、第2期期末において時点利益（第1期と第2期の利益合計額）が全額分配された場合に、丁度、拠出資本たる商品 5 個が維持されていることになる。ところが、第2期期末の貸借対照表では、資本金が 500 円、景気勘定が 220 円、したがって、その合計額は 720 円となっている。つまり、それは前述のような金額 700 円とは一致していない。第2期期末において時点利益を全額分配した場合、拠出資本たる商品 5 個を超える数量（約 5.14 個の商品）が残ることになるのである。

このように、実際再調達価格による費用測定を統一的に適用する実体資本維持説の計算においては、時点利益は拠出資本と区別されるべき金額を意味しない。

では、何故、このようなことになったのだろうか。それは、第2期期末の貸借対照表を次のように書き換えれば、明らかになる。

貸借対照表 4

|         |            |         |            |
|---------|------------|---------|------------|
| 商品（5 個） | 700        | 資本金     | 500        |
|         |            | 景気勘定    | 200        |
| 商品（1 個） | 140        | 景気勘定    | 20         |
|         |            | 利益（第1期） | 120        |
| 商品（1 個） | <u>140</u> | 利益（第2期） | <u>140</u> |
|         | <u>980</u> |         | <u>980</u> |

前述の720円と700円との差額20円は、第1期末の貨幣たる利益120円が、第2期の損益計算上、新たな維持すべき資本(商品1個)として追加されたため、この商品1個についても第2期に資本修正項目たる景気勘定20円を計上したことによる。つまり、第2期に新たに維持すべき資本に追加された商品1個についても資本修正項目(景気勘定)を計上したために、第2期末の時点利益の金額が拠出資本から峻別される金額としての意味を持たないものになったのである。

もしも、それが第2期末において、資本修正項目(景気勘定)としてではなく、(第2期の)利益として計上されていたならば、第2期末の資本金と資本修正項目(景気勘定)の合計額は700(=500+200)円となり、これは、拠出資本たる商品5個( $140 \times 5 = 700$ 円)に一致する。その場合の時点利益は、( $120 + 140 + 20 =$ )280円となり、それを分配しても、丁度、拠出資本たる商品5個が維持されることになる。つまり、この場合には、第2期末の時点利益は、拠出資本から峻別される利益として意味をもつことになる。

しかし、それは、第2期の期間損益計算上、維持すべき資本を「商品6個」として理解するのではなくて、それを、「商品5個プラス貨幣120円」として理解する場合にのみ可能である。ところが、第2期の期間損益計算上、維持すべき資本を「商品5個プラス貨幣120円」として理解することは、維持すべき資本のうち「貨幣120円」の部分については、実体資本維持ではなく、名目貨幣資本維持の計算が行われるということを意味する。そして、この名目貨幣資本維持が適用される部分については、費用は、実際再調達価格ではなくて、歴史的取得価格によって評価されることになる。

確かに、このような考え方も、それ自体としては、成立しないわけではない。そこでは、実体資本維持が適用される部分を拠出資本だけに限定し、利益留保部分については名目貨幣資本維持を適用しようとするのである。しかし、そのような計算は、少なくともゲルトマッハーの理論にはなじまない。何故なら、彼の場合には、費用は「物財の減少」として表現されるものであって、その評価は全て実際再調達価格によるものであったからである。彼のように、費用の測定基準を統一的に実際再調達価格とする場合には、第2期において期首資本の全てについて実体資本維持を適用しなければならない。前述の設例において、第2期の維持すべき資本は「商品5個プラス貨幣120円」となるのではないと述べた根拠はここにある。

以上を要するに、期間損益計算において過去の留保利益を貨幣として理解し、名目貨幣資本維持の計算を適用するならば、時点利益の金額は拠出資本から峻別されるべき利益の金額として意味を持つことになるが、それでは、留保利益の部分について実体資本維持を放棄することになる。他方、それを物財として理解するならば、資本の全てについて実体資本維持は貫き通せるが、そこでは時点利益の金額は、拠出資本から峻別され

るべき額としての意味を持たないものになってしまう。ゲルトマッハーのように費用の評価基準を統一的に実際再調達価格に求めようとする場合には、後者のような計算構造的特徴を持つことになるのである。

このように考えてみると、ゲルトマッハー的な実体資本維持説の計算手続は、あくまでも期間損益計算において意味を持つ計算手続であり、意味のある時点利益の計算としては成立しないものである。名目貨幣資本維持の計算手続においては、その計算手続は期間利益計算との関係においても、また、時点利益計算との関係においても、意味を持つものであるが、費用を統一的に実際再調達価格で測定しようとするゲルトマッハーの実体資本維持説のそれはそうなのではない。ここに、かかるゲルトマッハー的な実体資本維持説のひとつの特徴を見出すことができるように思うのである。

なお、一言付け加えるならば、かかるゲルトマッハー的な実体資本維持説の計算手続において、時点利益の金額がこのようなものであれば、それは、このような計算手続の体系においては、拠出資本を侵さないという意味での分配可能限度額が表示され得ないということを意味するのである。

#### 4 結びにかえて

これまででは、1920年代のドイツの古典的な実体資本維持説であるゲルトマッハーの学説に基づいて、再調達価格による統一的な費用測定と時点利益の関係について見てきたわけであるが、実体資本維持説が持つこのような時点利益の問題は最近のイギリスの会計基準実務書第16号（以下、SSAP 16と記す）においても存在していると考えられる。そこで、結びにかえて SSAP 16での計算<sup>16)</sup>について見てみよう。

SSAP 16では、第一段階では、原価主義会計の利益に対して営業費修正（これは、減価償却費修正、売上原価修正、そして、貨幣運転資本修正から成る）を施して現在原価営業利益が決定される。ここで、現在原価営業利益とは、「現在の営業を継続してゆき、その営業能力を維持するのに必要な資金に係わる価格変動の影響を考慮した後の、その会計期間の通常の活動から生じた余剰である<sup>17)</sup>」と規定されている。そして、ここで言う「会社の営業能力」とは、「関連する期間において存在する資源をもって当該会社が供給することのできる財及び役務の量である<sup>18)</sup>」とされている。この規定の仕方からは SSAP 16が実体資本維持に近いものを指向していると受け取ることが可能である。この営業費修正は全ての正味営業資産について、それが自己資本、他人資本のいずれでまかなわれているかに係わりなく、その価格変動の影響を配慮するものである。

第二段階では、この現在原価営業利益に対して、ギアリング修正を施すことによって、株主帰属現在原価利益が算出される。このギアリング修正とは、借入資本でまかなわれている正味営業資産について、第一段階で行われた営業費修正を減額させる働きをする

ものである。

ここで、前節での設例と同じように、企業の所有する資産は棚卸資産だけとし、しかも、その全部が自己資本でまかなわれていると仮定しよう。その場合には、第一段階の営業費修正は、売上原価修正だけになり、更に、第二段階のギアリング修正も行われ無い。そのため、株主帰属現在原価利益は、現在原価営業利益に一致することになる。すなわち、原価主義の利益に対して売上原価修正を施すことによって株主帰属利益が計算されることになる。

このように、ここでは売上原価修正だけが施されるわけであるが、その修正額は、「消費された棚卸資産の企業にとっての価値（原則として、取替原価と同じ<sup>19)</sup>——松本）と、歴史的原価基準に基づいて賦課された棚卸資産費用との差額<sup>20)</sup>」であり、「結果として生じる費用は、当該期間の収益を獲得する際に消費された棚卸資産の企業にとっての価値を表すことになる<sup>21)</sup>」。そして、かかる費用測定基準によって上述のような「会社の営業能力の維持」が達成されるというのである。

実体資本維持を指向するのであれば、費用測定基準はこのような「企業にとっての価値」では駄目であり、それは既に述べたように実際再調達価格でなければならない。しかし、ここでは、この「企業にとっての価値」が実際再調達価格に近似するものと考えて、この点は問わないことにしよう。そのように考えれば、かかる費用測定基準で「会社の営業能力」の維持の観点からする分配可能利益が計算されることになるとみことは可能である。

だが、それでも、ここで注意すべきは、このようにして維持されるのは、期首の「会社の営業能力」を維持して分配可能な期間利益であり、拠出資本が表していた「営業能力」の維持との関係で分配可能な利益——時点利益——に関する情報は何等示されないという点である。

上記の売上原価修正の金額は貸借対照表上、貸方の現在原価準備金に計上される<sup>22)</sup>のだが、この現在原価準備金と拠出資本の金額を加えても、その合計額は、第2期以降においては、拠出資本が当初表していたのと同じ「営業能力」を表しているものではないのである。前節の設例で第2期末の景気勘定に含まれていた20円という金額と同じ性格のものが、SSAP 16でも、第2期以降では、現在原価準備金に含まれてしまうからである。そのため、SSAP 16でも、当期の株主帰属現在原価利益に過去のその留保額を加えても、それは、拠出資本が表していた「営業能力」を維持した後に分配可能な金額としての性格は有しないことになるのである<sup>23)</sup>。

SSAP 16の計算においても、そこでの時点利益の金額にはこのような問題が存在するのである。

そもそも、実体資本維持会計には致命的な限界がある。企業が現在所有している資産

と同じ資産が再調達されない場合、そしてそのため、期末資本と維持すべき資本との間に物的・数量的比較性が欠如する場合に、利益計算が不可能になるというのがそれである<sup>24)</sup>。しかし更に、このような限界とは別に、実体資本維持会計には、本稿で検討したように、そこでは、時点利益が拠出資本から峻別される金額として決定されないことになるという、完備した計算体系にとって重大な構造的な欠陥も存在するのである。

- 1) 例えば、岩田巖，利潤計算原理，同文館，昭和31年，360頁—376頁。森田哲弥，期間利益の分配可能性と尺度性——実体維持説の利益概念を中心に——，一橋大学研究年報・商学研究4，昭和35年，227頁—303頁。
- 2) E. Geldmacher, Wirtschaftsunruhe und Bilanz, 第1部, Grundlagen und Technik der bilanzmäßigen Erfolgsrechnung, Berlin, 1923年, 2頁。
- 3) E. Geldmacher, 前掲書, 4頁。
- 4) E. Geldmacher, 前掲書, 4頁。
- 5) E. Geldmacher, 前掲書, 47頁。
- 6) 森田哲弥, 前掲論文, 237頁。
- 7) E. Geldmacher, 前掲書, 8頁。
- 8) E. Geldmacher, 前掲書, 13頁。
- 9) E. Geldmacher, 前掲書, 61頁。
- 10) 森田哲弥, 前掲論文, 236頁参照。
- 11) 費用の測定基準を販売日再調達価格に求める会計はカレント・コスト会計と呼ばれる。しかし、カレント・コスト会計のこのような費用評価基準により導かれる操業利益を特定の資本概念の下で説明することは不可能であるように思われる。この点については、森田哲弥，カレント・コスト会計論・考，——カレント・コスト会計と分配可能利益——，飯野利夫先生還暦記念論文集刊行会編，財務会計研究，国元書房，1979年所収，を参照。
- 12) E. Geldmacher, 前掲書, 60頁—61頁。
- 13) E. Geldmacher, 前掲書, 51頁。
- 14) E. Geldmacher, 前掲書, 51頁。
- 15) E. Geldmacher, 前掲書, 48頁—49頁。
- 16) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Statement of standard accounting practice No. 16, Current cost accounting, 1980年（以下，SSAP 16と略す）の計算手続については加古宣士，物価変動会計論，中央経済社，昭和56年，131頁—142頁参照。
- 17) SSAP 16, パラグラフ 6。
- 18) SSAP 16, パラグラフ 39。

- 19) SSAP 16, パラグラフ 42.
- 20) SSAP 16, パラグラフ 10.
- 21) SSAP 16, パラグラフ 10.
- 22) SSAP 16, パラグラフ 24.
- 23) SSAP 16 の現在原価準備金には, 営業費修正 (ただし, ギアリング修正の金額が控除される) の他に, 期末において棚卸資産等をその「企業にとっての価値」で評価することによる未実現評価益の金額が含まれる。しかし, 時点利益の金額が意味ある分配可能額を示していないという点に変わりはない。
- 24) この点については, 森田哲弥, 価格変動会計論, 国元書房, 昭和 54 年, 123 頁—135 頁, 参照。

(一橋大学助手)